

岐阜県生活指導研究協議会（略称：岐生研）OB会規約

第1条 この会は、**岐阜県生活指導研究協議会OB会**という。（通称 岐生研OB会という）

第2条 本会は岐阜県教職員の退職者で、在職中に1年以上、岐生研に加入歴のある者で構成する。

第3条 この会の目的は、次のようにする。

- (1) **会員の交流、親睦**を深める。
- (2) **岐生研の教育実践・教育研究を応援**し励まし、岐生研の発展に寄与する。
- (3) 岐阜県の教育・教育行政の正しい発展を目指す。

第4条 この会は、その目的を達成するために、次のような活動を行う。

- (1) **交流会の開催**
- (2) **岐生研の活動の支援**
- (3) **機関紙の発行**
- (4) **内外の研究者および団体との交流**

第5条 この会には、次のような機関をおく。

- (1) 総会 年一回開催し、世話人の選出など、この会の運営に必要な事項の合意形成をする。
- (2) 世話人会 世話人は、この会に必要な事項を企画・立案するとともに、その事務を処理する。代表世話人1名と複数の世話人をおく。

第6条 会員規定（権利と義務）は、次のようにする。

- (1) この会の会員は、交流会・総会に参加することができる。
- (2) 会員には、機関紙が配布される。
- (3) 会員は、機関紙に投稿ができる。
- ※(4) 本会の会費は、年額2000円とする。

※2012年度総会で入会金1000円継続会費1000円と改訂される予定。

第7条 この規約は、2011年 3月 17 日から実施される。

附 則 本会の会員は、岐生研の会員と重複することができる。
この会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。